

# 基礎研 レター

## ブレグジットはどうか？

—日本経済・企業にとっての英国EU離脱のリスクは何か

経済研究部 主席研究員 伊藤 さゆり  
(03)3512-1832 ito@nli-research.co.jp

### 1—はじめに

英国の欧州連合（EU）離脱の期日である3月29日23時（英国時間）が近づいている。

「有力なシナリオがない」状況は、前回、英離脱について[レポート](#)をまとめた18年12月末時点と変わりがないが、英国議会下院では、1月15日のメイ首相の離脱協定案否決以降、複数の議員提出の動議の採決などが行われたことで、確認できたこともある。

図表1 離脱協定否決後の英国議会下院の動き

1月15日	英下院、離脱協定を否決（反対432対賛成202）
1月16日	英下院、 <b>メイ政権不信任案否決</b> （賛成306対反対325）
1月29日	英下院、メイ首相の方針と議員提出の動議を採択 （ <b>合意なき離脱拒否</b> と <b>アイルランドの安全策の代替案への置き換え</b> を求める動議のみ過半数を確保）
2月14日	英下院、政府の交渉方針を否決（賛成258対反対303）
2月24日	メイ首相、26日に予定していた修正案の採決を延期
2月27日	英下院、議員提出の動議を採択 （関税同盟残留、単一市場との緊密な調和など <b>ソフトな離脱を求める労働党案</b> は240対323で否決、 <b>離脱延期</b> の採決を求める超党派の動議は賛成502対反対20*で可決、「合意なき離脱」を排除する動議は賛成288票、反対324票で否決）
3月12日	英下院、メイ首相の修正案採決の新たな期限
3月13日	英下院、修正案否決の場合、「合意なき離脱」を採決
3月14日	英下院、「合意なき離脱」否決の場合、短期の延期を採決
3月21・22日	EU首脳会議
3月29日	英国、EU離脱期限

（資料）英国議会ほか

本稿執筆時点では、3月12日までにメイ首相の離脱協定の修正案の採決が行われる予定だ。ブレグジットを巡るスケジュールは、これまでも再三修正されており、極めて流動的だ。それでも、離脱を延期する場合には、離脱手続きを定めたEU条約第50条の3項の規定<sup>i</sup>に従い、EU27カ国の全会一致の承認を必要とすることから、3月20～21日に予定される定例のEU首脳会議に焦点を合わせる必要がある。今後の2週間で、離脱期日とその後に何が起こるか形となってくる。

英国は果たしてどのような形でEUを離脱するのか、それともしないのか。日本経済・企業にとってのリスクは何か。ロンドン・ブリュッセル出張（2月17日～22日）で得た印象を交えて、現時点での見方をまとめた。

## 2—3つのシナリオの実現の可能性と課題

[18年12月のレポート](#)<sup>ii</sup>では、メイ首相の協定案に基づく「合意あり離脱」の他に、「合意なき離脱（ノー・ディール）」、メイ首相の合意よりも「ソフトな離脱（ノルウェー・プラス）」、「EU離脱の撤回（ノー・ブレグジット）」の選択肢について検討した。

ここに来て、離脱期日での「合意なき離脱」の選択肢は一旦封印され、「ソフトな離脱」の選択肢も消えた。離脱期限の延期は不可避な情勢だ。離脱撤回につながる「再国民投票」は、野党・労働党が動議を提出する見通しとなるなど、以前よりも現実味を帯びているが、可能性が高いとは言えない。消去法的に最も可能性が高いのはメイ首相の協定案に基づく「合意あり離脱」である。

そこで、以下では、「合意なき離脱」、大きな方向転換となる「再国民投票」、これまでの路線の延長上にある「合意あり離脱」という3つのシナリオの実現可能性とその背景、問題点について整理する。

### 1 | 合意なき離脱

#### (1) 実現可能性—いったん封印

離脱期日の「合意なき離脱」の選択肢は一旦封印された。2月26日に、メイ首相が、①3月12日までに離脱協定の修正案の採決を行う、②12日までに修正協定案が可決されていない場合には、13日までに「合意なき離脱」の是非を問う採決を行う、③下院が「合意なき離脱」を拒否した場合、14日に短期間の離脱延期の是非を問い、承認された場合には、EUに期限延期への同意を求め、必要な法整備を行う方針<sup>iii</sup>を示したからだ。

この方針によって、12日までの下院の修正協定案の採決の結果は不透明ながら、仮に否決しても、「合意なき離脱」にはならず、期限延期となることがほぼ確定した。「合意なき離脱」が下院の賛成多数を得られないことは、既に、1月29日の保守党のスペルマン議員ら超党派による「合意なき離脱を拒否する」動議が賛成318票対反対310票で承認されたことで確認されている。メイ首相が26日に示した方針は、もともと労働党のクーパー議員ら超党派が準備していた動議に沿うものだ。2月27日の下院は、この動議を賛成502票対反対20票の大差で承認している。この動議に反対したのは20名の保守党議員、他に80人が棄権した。

この採決の結果が示すのは、「離脱延期」という選択肢は封印すべきであり、「合意なき離脱」も辞

さない強硬な立場を採る議員は、650 人の下院議員のうちの少数派であることだ。

## (2) 課題－EU懐疑主義を背景とする根強い支持

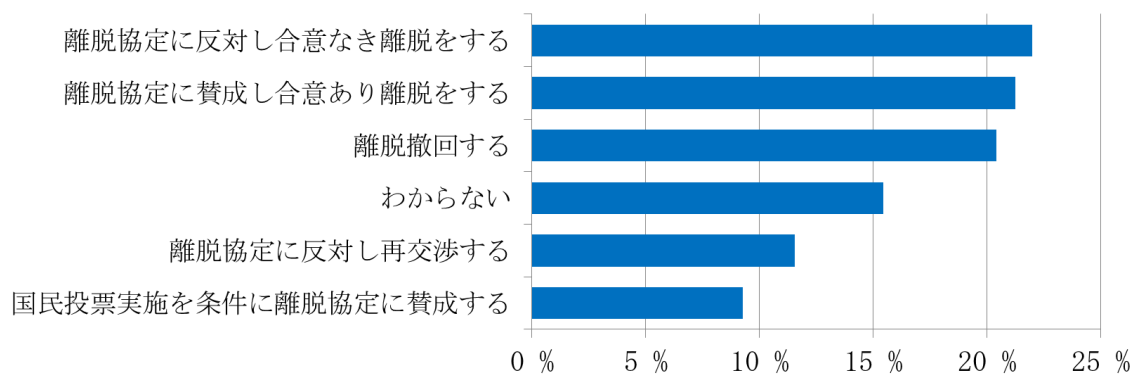
「合意なき離脱」の封印は、あくまでも「一時的」なものだ。メイ首相が方針を表明した 26 日の答弁で、離脱期限の延期は、5 月 23～26 日に予定する欧州議会選挙後の新会期が 7 月 2 日に始まることから、延期は「6 月末までの短期、1 回限り」としている。

メイ首相は下院の答弁で、「合意なき離脱」を完全に封印するには、離脱協定を承認し「合意あり離脱」するか、「離脱撤回」が必要だが、「離脱撤回」は 16 年の国民投票で示された民意を裏切ることになるため、「すべきでない」と繰り返し強調した。再国民投票への動きを牽制する一方、強硬離脱派に支持を迫っている訳だ。

ビジネス界の強い反対にも関わらず、強硬離脱派が「合意なき離脱」の選択肢を手放さないのは、対EUでの交渉上の切り札になると考えているからばかりでなく、離脱を支持した有権者が望んでいるからでもある。

例えば、メイ首相が示した 3 月 12 日からの一連の採決のスケジュールを示した上で、「議員はどのように投票すべきか」を尋ねた世論調査でも、「合意なき離脱」を支持する割合は最も高い(図表 2)。国民投票で離脱に票を投じた有権者の中では、保守党支持の離脱支持者の場合は 41%が「合意なき離脱」を支持する。離脱を支持した有権者は、「合意なき離脱」の悪影響は誇張され過ぎている、あるいは、EU に圧力をかければ「より良い合意」を引き出すことができるので、「合意なき離脱」の選択肢を排除すべきではないと考えている。合意なき離脱が、英国に深刻な打撃を及ぼしかねないことや、英国が移民制限を断念するなどの方針転換をしない限り、EU が再交渉に応じるつもりがないという真実は伝わっていない。

図表 2 世論調査:3月12日からの下院採決に議員はどう投票すべきか



(資料) Opinium / Observer, “Political Polling, 26th February 2019”

EU離脱を巡る真実が伝わり難いのは、何十年にもわたって英国の政治家がEUを非難してきた蓄積があるからだろう<sup>iv</sup>。さらに離脱派のキャンペーンでの「いいとこどり」のスローガン、さらに、離脱協議にあたってメイ首相も用いてきた「悪い合意よりも合意なしの方がまし (No Deal is better than a bad deal)」というわかりやすいフレーズも浸透している<sup>v</sup>。

強硬離脱派は、メイ首相の合意では 16 年の国民投票での公約だった「コントロールを取り戻す」ことが出来ないと批判するが、それは、製造業のサプライ・チェーンの寸断や、アイルランド紛争再燃のリスクなど多大な犠牲を払うことを回避するために妥協が必要だったからだ。

現在、英国が陥っている混乱の根本の問題は、離脱派が国民投票で、大きなコストを払わなければ、実現できない公約が、あたかも容易に実現できるかのように訴えたことにある。

2 月 27 日になって、英国政府は、「合意なき離脱」の影響評価に関するわずか 12 ページの文書を公表し、「政府は 18 年 9 月から特に 12 月以降、合意なき離脱の準備を加速」しているが「政府が一方的に悪影響を緩和するには残り時間が少ない」として、政府の対応が十分進んでいないことを暗に認め、「企業や個人が対応を怠れば影響は増幅する」と結論付けている<sup>vi</sup>。

EU からコントロールを取り戻すことが、コストを伴わずに実現できると訴え、その事実を認めない離脱推進派は無責任だが、「合意なき離脱」のリスクを管理しきれていない政府が、混乱が生じれば企業や個人の対応不足のせいとするのも無責任だ。仮に、合意なき離脱を選ぶとしても、混乱を最小限に抑えるための法整備は必要であり、合意なき離脱でも期日通りに実現するのは難しいというのが現実だ<sup>vii</sup>。

「合意なき離脱」の可能性は 3 つのシナリオで最も低くあるべきであり、そうあるだろうと思っている。

## 2 | 再国民投票

### (1) 実現可能性一上がっている

再国民投票の可能性は高いとは言えないが、昨年 12 月 20 日に示された欧州司法裁判所 (E C J) の「一方的な離脱通知撤回を可能」とする判断<sup>viii</sup>、1 月 16 日のメイ政権の不信任案否決、2 月 27 日の下院の採決を経て、徐々に現実味を帯びるようになってきた。

最大野党の労働党は、離脱戦略を巡って与党・保守党以上に分裂してきたが、2 月 27 日にコービン党首は、「保守党の有害な協定案による離脱や破滅的な合意なき離脱を阻止するため、人々の投票 (a public vote) を支持する」声明文を出した<sup>ix</sup>。

この局面での労働党の方針転換には 2 つの背景がある。1 つは、優先的な選択肢としてきた総選挙による政権交代と「ソフトな離脱」への軌道修正という選択肢が、共に下院で否決され、封じられた結果だ。1 月 16 日にはメイ政権の不信任案が賛成 306 対反対 325 で否決されている。2 月 27 日には、コービン党首が提出した「恒久的で包括的な関税同盟残留、単一市場との緊密な調和などを確保するために EU に将来の関係の政治合意の修正を交渉する」ソフトな離脱案も賛成 240 対反対 323 で否決された。

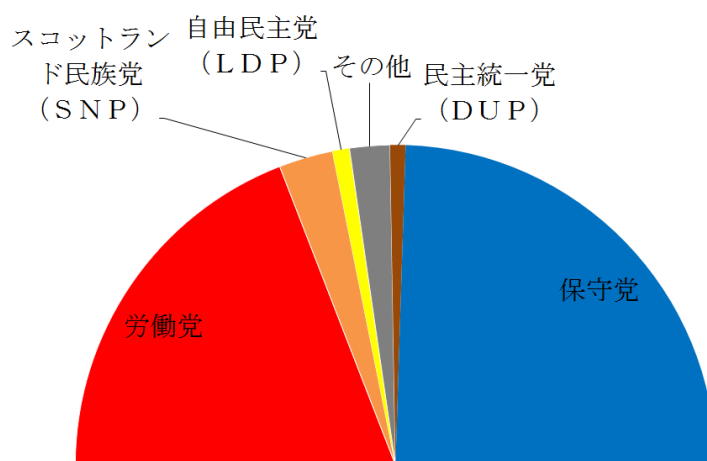
方針転換のもう 1 つの背景は、2 月 18 日以降、国民投票を支持しない等<sup>x</sup>の党の方針を批判した合計 9 名の労働党議員の離党がある。離党した 9 名のうち 8 名の議員は、「合意なき離脱」を排除しない党方針を批判して保守党を離党した 3 名の議員とともに、「独立グループ (T I G)」を形成している。11 人という規模は、保守党の 314 議席、労働党の 245 議席には大きく及ばないが、スコットランド民族党 (S N P) の 35 議席に続き、自由民主党 (L D P) と並ぶ。調査会社・ユーガブが 2 月 22~23 日に行った「T I G が次期総選挙で候補者を擁立したケースを想定した」支持率の調査<sup>xi</sup>では T I G

は18%で、保守党36%、労働党23%との差が縮まる。特に労働党とLDPから支持者を奪っている。下院議員は単純小選挙区制で選出されるため、二大政党以外の政党の議席獲得数は世論調査での支持率よりも抑えられる傾向にある。世論調査も、調査会社・オピニウムが2月28日～3月1日に行った調査<sup>xii</sup>では、TIGの支持は5%で、保守党37%、労働党33%と大きく差がついており、影響を受けているのはむしろ保守党だ。このようにTIGの評価はまだ定まらないが、労働党が、国民投票支持派の離党のドミノのリスクに危機意識を高める役割は果たしたことは間違いないだろう。

本稿執筆時点では、労働党が、メイ首相の協定案に最終的な判断を国民投票に委ねるという条件で賛成する修正動議を提出する準備を進めているようだ<sup>xiii</sup>。仮に、「メイ首相の協定の受け入れか離脱撤回か」という国民投票があれば、離脱撤回となる可能性は高そうだ。オピニウムのメイ首相の協定に基づく離脱か残留かを問う国民投票を想定した世論調査では、「残留」が46%で「メイ首相の協定による離脱」の36%をリードする。ただ、図表2の世論調査では「離脱撤回」は、「合意なき離脱」、「合意あり離脱」と並ぶ支持を得ているが、「国民投票を条件とする離脱協定の賛成」は、わかりにくいためか、あまり支持を得ていない。

再国民投票の実現可能性は現時点では高くはない。現時点では、労働党の動議が議会の過半数を得られる目処が立っていないからだ。現在の議会下院の構成（図表3）では、労働党が再国民投票の動議で一致し、その他の野党が賛同しても、保守党とDUPが反対すれば、過半数に届かない。実際には、労働党からも反対票が投じられる見通しであり、それを超える保守党からの賛成が必要になってくる。しかし、現時点では、保守党内での再国民投票支持への目立った動きはない。強硬離脱派は、当然「合意なき離脱」という選択肢を除外する国民投票には反対するだろうし、メイ首相は、国益最優先の判断が求められるが、保守党の分裂につながるような選択はしそうにない。

図表3 英国議会下院の構成



(注) 全650議席から登院していないシンフェイン党の7議席と議長、空白となっている1議席を除いた  
 (資料) 英国議会ほか

(2) 課題一時間の制約、分断深めるリスク

仮に、労働党の修正動議が通り、メイ首相の協定案の承認を国民投票に委ねる場合には、3カ月の

期限の延期では時間が足りない。国民投票の法整備には最低でも 21 週間が必要とされており<sup>xiv</sup>、メイ首相が、代替的な選択肢としている 6 月末まで（13 週間）の延期では足りない。

6 月末を超える期限の延長を行う場合の欧州議会選挙への対応について、再国民投票のキャンペーンを展開する「People's Vote」の再国民投票への道筋を示した文書で<sup>xv</sup>、19 年 5 月の欧州議会選挙への対応については、①再国民投票で速やかに合意し、関連法を整備して、欧州議会選挙よりも前、あるいは議会選と同日に実施する、②政府が再国民投票を 6 月ないし 7 月初に行なうため、欧州議会選挙の実施を延期することを申し入れ、離脱撤回が支持された場合には、欧州議会選挙を行う、③英国も 5 月 23～26 日の期間に欧州議会選挙を行い、離脱が支持されれば、英国の欧州議会議員は撤退する、などの解決策があると述べている。

再国民投票を行うとすれば、どのような選択肢、制度で行うかの合意も必要になる。選択肢を 2 択にするのか、3 択にするのか、まず残留か離脱かを問い、離脱が選ばれたらメイ首相の協定か、合意なき離脱かを問う二回投票制にするかなど、専門家の間でも意見は分かれる<sup>xvi</sup>。

世論調査は、再国民投票では、推進派が望む「離脱撤回」という結果が得られる可能性が高いと示唆するが、16 年の国民投票の時も「残留」多数という予想が大勢だったことを思えば、確実とは言えない。

メイ首相の合意案によって EU 離脱の条件が明らかになった今こそ改めて民意を問うべきというのが再国民投票派の主張だが、強硬離脱派は、1 項で紹介した通り、メイ首相の合意案が悪いのは交渉の仕方が悪いのであり、「合意なき離脱」も辞さない構えを崩していない。

強硬離脱派は、「再国民投票で離脱の決定を覆せば社会不安が起きる」と警鐘を鳴らす。離脱によるベネフィットを得ようとするならば、コストも伴うことを説明せず、離脱が上手く進まなかった責任を転嫁するような言動に終始すれば、再国民投票は問題の解決策とはならない。18 年 12 月のレポートでも触れた通り、分断を深めるだけに終るだろう。

英国では、2016 年の国民投票や 2015 年のスコットランド住民投票を含む国内外の過去の事例を分析した上で、公平性と透明性を確保する方法、キャンペーンのルールなどの提言もまとめられている<sup>xvii</sup>。仮に再国民投票に進むのであれば、こうした成果が生かされることを期待したい。

### 3 | 合理あり離脱

#### (1) 実現可能性—最も高い

3 つの選択肢のうち、最も可能性が高いのは、1 月 15 日に賛成 202 票対反対 432 票という大差で否決された離脱協定と政治合意が修正の上、承認される可能性だ。図表 2 の世論調査でも、「離脱協定に賛成し合意あり離脱をする」は、僅差で「合意なき離脱」に次ぐ支持を集めている。

下院の承認を得るために必要な修正は「アイルランドの厳格な国境管理を回避する安全策の代替案への置き換え」に絞られている。強硬離脱派は、アイルランドの国境の安全策が、離脱後も英国を恒久的に EU の関税同盟に留め、北アイルランドと英国の他の地域との規制の乖離を生じさせるリスクを批判し、安全策に期限を設けるか、英国の一方的な撤回の権限が法的に保証されることを望んでいる。1 月 29 日の下院で「代替案に置き換えられれば離脱協定を支持する」との動議が、賛成 318 票対反対 310 票で承認されている。1 月 15 日の採決でメイ首相の協定に反対票を投じた強硬離脱が提示

した条件であり、政権協力するアイルランドの地域政党・民主統一党（DUP）の支持も、代替案についてメイ首相がEUから譲歩を引き出せるかに掛かっている。仮に、強硬離脱派のすべてが賛成しなくても、秩序立った離脱を優先すべきとの立場を採る労働党の議員にある程度賛成の動きが広がれば、可決は可能だ。

しかし、EUも、メイ首相の協定に基づく離脱を望んでいるが、離脱協定の再協議には応じない構えを崩す気配はない。

そもそも、安全策は、様々な代替案を検討した上で、現在の形に落ち着いた。

しかも、安全策は、離脱協定が発効した場合、2020年末の移行期間終了までに、「厳格な国境管理の回避」の方策が見つからない場合に発動されるものだ。期限を設定したり、一方的な撤回を認めたりすれば、もはや安全策ではなくなる。しかも、「将来の関係」の協議が難航した場合には「1回限り、移行期間の1～2年間の延長<sup>xviii</sup>」という選択肢もある。

強硬離脱派が、安全策を理由に協定に反対、「合意なき離脱」を辞さない立場を採ることには大いなる矛盾がある。「合意なき離脱」は、「厳格な国境管理の回避」という課題の解決策にならないからだ。

そもそも、現在の離脱協定でも、アイルランドの国境の安全策の時限性は強調されている。メイ首相の強い要請に応じて、EU側が、英国議会の承認を促すために、法的拘束力のある付属文書を付け加える譲歩に応じると報道されているが、本質が変わる訳ではない。

採決を前に、英国からは閣僚らがブリュッセルを訪問して、EUと交渉し、交渉の成果をコックス司法長官ら法律の専門家が判断する手続きを踏むと伝えられている。

例え、内容が本質的に変わらないとしても、①法律の専門家の判断という裏付けを得た付属文書を得ることで、EUから譲歩を引き出したと主張できること、②否決すれば、離脱延期や、決定が国民投票に委ねられ、離脱の決定が覆され兼ねないという「消去法的な選択」で、多数の強硬離脱派や、混乱が今まで以上に長期化することを嫌う労働党議員が、修正協定案の支持に回る可能性は高まってきている。

## （2）課題－EUとの複雑な交渉

強硬離脱派の妥協や労働党議員の一部の賛成を得て3月12日までに修正協定案が可決されたとしても、離脱期限は、協定の承認が当初の予定よりも3カ月遅れた<sup>xix</sup>ことで、関連する法整備のための短期の延長が必要となる可能性は濃厚だ。

そもそもEU離脱は、EUとの将来関係についての複雑な交渉の出発点に過ぎない。「合意あり離脱」が、期日ないし期限延期後の6月末までに実現しても、その後も、EU離脱に関わる先行き不透明な状態が年単位で続く見通しだ。

「合意あり離脱」の場合、少なくとも20年末までは、激変緩和のために現状を維持する移行期間に入る。しかし、移行期間は、アイルランド国境の厳格な管理の回避策も含めた「将来の関係」の協定をまとめるための時間だ。離脱期限が延期されても、離脱協定上の移行期間の終了時期は20年末のままだろう。離脱協定の承認が遅れたことで、将来の関係のための協議に費やす時間は短くなる。

先述の通り、移行期間は、1回限り、1～2年の延長も可能だが、その決定の期限は20年7月1日に到来する。今から1年余りのうちに「合意ありか、なしか」、「延期ありか、なしか」という現在

と同じような議論が再び熱を帯びることになりそうだ。

移行期間の延期の場合には、EUとの拠出金の問題も浮上する。移行期間中は、EUに拠出金を払うことになっており、20年末までは、現行の2014～20年のEUの多年次予算枠組みで約束した金額を支払うことで合意している。しかし、21年以降は、新しい多年次予算枠組みに移行するため、英国の拠出金のベンチマークはない。移行期間の延長は、EU予算への新たな拠出を巡る協議を必要とし、EUからのコントロールの奪還はさらに遅れ、離脱派の不満を募らせる要因となり得る。

### 3——日本経済・日本企業にとってのリスク

#### 1 | 注目を集める日本企業の動き

離脱戦略の迷走が続く英国では日本企業の対応への関心も高まっている。

筆者のロンドン滞在中、2月18日から19日にかけて、英メディアは、ホンダが2021年中にスウィンドン工場での生産を終了<sup>xx</sup>するという発表を、労働党議員の離党とともにトップで伝えていた。ホンダの生産停止は、従業員は約3500人だけでなく、サプライ・チェーンで直接結びつく子会社や協力会社も含めると、潜在的には7000人ほどの雇用に影響を及ぼすとされている。2月3日には、日産自動車が、欧州向け次期型「エクストレイル」は、同モデルのグローバルな生産拠点である九州工場での生産することを発表、16年に発表した英国サンダーランド工場での生産計画の撤回<sup>xxi</sup>に続く形となった。ホンダや日産自動車の決定は、英国のEU離脱が主因ではなく、グローバルな生産体制の最適化のための判断に基づく。日本とEUの経済連携協定（EPA）の発効で、2027年には日本国内で生産した乗用車の関税がゼロに引き下げられることも影響している。それでも、EU離脱は、製造業、そして離脱を強く支持した製造業を基盤とする地域に打撃が大きいとの懸念を裏付ける材料としてクローズアップされやすい。

#### 2 | 日本にとっての欧州・英国

日本の貿易相手国、あるいは製造業企業の事業活動にとっては、北米とアジアが2大市場であり、欧州は第3の市場という位置づけだ。外務省の集計によれば<sup>xxii</sup>、国外で展開する日本企業の拠点数（現地法人と支店・事務所等の合計）で見ても、アジアの5万2860拠点（うち中国に3万2349拠点）、北米の9417拠点（うち米国に8,606拠点）に対して、欧州は中東欧と旧ソ連を合わせて7446拠点である。

欧州では、英国に986拠点が、ドイツの1814拠点に続く。在英国の日本企業の拠点は、製造業の358拠点のほか、卸売業・小売業の125拠点、金融業・保険業の83拠点など幅広い業種にわたる。

うち、在英国の製造業は、3月の「合意なき離脱」による物流の混乱や関税・通関手続き復活などに備えた在庫の積み増しなどの対応を迫られてきたが、方針があいまいなままの短期の延期で「合意なき離脱」の選択肢が排除されないということになれば、再度、対応を講じる必要に迫られる。「合意あり離脱」でも、EUとの将来の関係についての協議の進展に合わせて対応をして行く必要がある。英国とEUの関税や通関手続き、規制の乖離が実際にどのタイミングで生じるのかなど先行き不透明



な状態は続く。

金融業の場合は、英国が早くからEU圏内で自由にサービスを提供できる「単一パスポート」の圏外に去る方針を表明してきたことに対応して、すでにEU圏内に拠点の新設や増強をし、EU圏内の顧客との契約の移転などに着手している。「合意なき離脱」であれば、業務や人員配置、契約の移転などの対策を前倒しすることになる。「合意あり離脱」の場合には、移行期間も利用して、英国とEUとの協議、特にEU側の規制の対応に沿って、必要な業務の移管を進めることになるようだ。

日系企業は、国際金融センター・ロンドンを中心に、法律や会計、人材など専門的なサービス業が集積している英国を、欧州の情報収集拠点としても活用してきた。この点でも、英国がEUを離脱すれば、少なくとも欧州の情報収集、とりわけEUの規制改革動向の把握のためにEU圏内を厚くする必要に迫られそうだ。

### 3 | 日本経済・企業にとってのブレグジット

英国のEU離脱には、英国やEUで活動する企業は、事業の内容に応じて対応を迫られることになるが、日本経済全体への影響は、欧州は、米国、アジアに次ぐ第3の市場であることから、世界的な金融システム危機を引き起こすようなことがない限り、限定的だろう。

英国のEU離脱が、金融システム危機を引き起こすことは、今後、離脱がどのような経路を辿ったとしても回避されるだろう。金融業は、先行して「合意なき離脱」も含めた対応を求められ、中央銀行のイングランド銀行(BOE)が厳しいシナリオに基づく銀行のストレス・テストを実施している。EU側も、「合意なき離脱」の場合、金融システムの安定維持に必要な措置は、限定的、時限的に講じる準備をしている<sup>xxiii</sup>。

英国がEU離脱か残留かを問う国民投票を決めてからの3年余り、この問題をフォローしてきて、ブレグジットが、日本への影響は日本企業の欧州市場への戦略に関わるものになるという思いを深めている。

自動車産業に限らず、グローバルな競争は激化しており、新たな技術の対応や研究開発投資の増大、規制への適合などを迫られており、生産体制の最適化への厳しい判断を常に求められている。国民投票で離脱を選択してから2年8カ月にわたる事業環境の先行きに対する視界不良が、「合意あり離脱」という穏当なプロセスを辿った場合を想定しても、これからまだ数年単位で続く英国は、拠点再編の対象となりやすい。

日本企業は、英語を母語とし、親ビジネス的な環境を形成する英国を、多様で複雑な欧州におけるビジネスのゲートウェイとして活用してきた。ブレグジットによって、英国とEUにそれぞれの拠点を置くことを迫られれば、欧州ビジネスのコストは増加するが、それに見合う収益の増加は約束されていない。

日本経済・企業にとってのブレグジットのリスクは、北米、アジアに次ぐ第3の市場である欧州が、ますます遠くなることではないだろうか。

---

(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。

## <参考文献>

- ・伊藤さゆり (2018a) 「世界金融危機とユーロ危機」 (須網隆夫+21 世紀政策研究所 [編] 「英国のEU離脱とEUの未来」 第3章、日本評論社
- ・伊藤さゆり (2018b) 「ノー・ブレッグジット (離脱撤回) という選択肢」 ニッセイ基礎研レポート 2018-12-27 (<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=60467?site=nli>)
- ・HM Government (2019), Implications for Business and Trade of a No Deal Exit on 29 March 2019 ([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/781768/Implications\\_for\\_Business\\_and\\_Trade\\_of\\_a\\_No\\_Deal\\_Exit\\_on\\_29\\_March\\_2019.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/781768/Implications_for_Business_and_Trade_of_a_No_Deal_Exit_on_29_March_2019.pdf) 26 February 2019)
- ・Independent Commission on Referendums (2018) “Report of the Independent Commission on Referendums” July 2018 ([https://www.ucl.ac.uk/constitution-unit/sites/constitution-unit/files/182\\_-\\_independent\\_commission\\_on\\_referendums.pdf](https://www.ucl.ac.uk/constitution-unit/sites/constitution-unit/files/182_-_independent_commission_on_referendums.pdf))
- ・People’s Vote (2019) “Roadmap to a People’s Vote: The Route Opens Up”, January 2019 ([https://d3n8a8pro7vhm.cloudfront.net/in/pages/17059/attachments/original/1546957735/PVRoadmap\\_v2\\_final.pdf?1546957735](https://d3n8a8pro7vhm.cloudfront.net/in/pages/17059/attachments/original/1546957735/PVRoadmap_v2_final.pdf?1546957735))
- ・Sargeant, Renwick, and Russell (2019) , “If there’s a second referendum on Brexit, what question should be put to voters?”, UCL The Constitution Unit blog, September 13, 2018 (<https://constitution-unit.com/2018/09/13/if-theres-a-second-referendum-on-brexit-what-question-should-might-be-put-to-voters/#more-7039>)

---

<sup>i</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A12012M050>

<sup>ii</sup> 伊藤 (2018b)

<sup>iii</sup> <https://hansard.parliament.uk/Commons/2019-02-26/debates/B5B3B17F-E96D-4093-ADE4-E5A8F4F3C58B/LeavingTheEuropeanUnion>

<sup>iv</sup> 英国がEU離脱を選んだ背景については伊藤 (2018a) p.65 参照。なお、筆者がブリュッセルで参加したセミナーでは、あるEUの高官が、英国が現在陥っている難局を「英国のEU懐疑派は長年にわたってEUを批判してきたツケを払わされている」と表現した

<sup>v</sup> 伊藤 (2018b) p. 10

<sup>vi</sup> HM Government (2019)

<sup>vii</sup> 英シンクタンク Centre for European Reform (CRR) の Director の Charles Grant 氏や Institute for Government の Senior Researcher の Tim Durrant 氏などが指摘している。

<sup>viii</sup> 伊藤 (2018b) p. 8

<sup>ix</sup> <https://labour.org.uk/press/jeremy-corbyn-responds-tonights-brexit-votes/>。なお、コービン党首は a public vote という用語を用いたが、再国民投票の議論では、前回の国民投票で用いられた referendum ではなく、people’s vote と表現されることも多い。

<sup>x</sup> 反ユダヤ主義や急進左派への傾斜も離党の理由として挙げている。

<sup>xi</sup> YouGov / Times Survey Results, Fieldwork: 22nd – 23rd February 2019

([https://d25d2506sfb94s.cloudfront.net/cumulus\\_uploads/document/tz1pyhcbhb/TheTimes\\_190224\\_VI\\_Trackers\\_w.pdf](https://d25d2506sfb94s.cloudfront.net/cumulus_uploads/document/tz1pyhcbhb/TheTimes_190224_VI_Trackers_w.pdf))

<sup>xii</sup> Opinium / Observer, “Political Polling, 26th February 2019”

(<https://www.opinium.co.uk/political-polling-26th-february-2019/>)

<sup>xiii</sup> Rutter, Jill, “There are still big questions about a Second Brexit Referendum”, Institute for Government

---

Comment, 1 March 2019

(<https://www.instituteforgovernment.org.uk/blog/there-are-still-big-questions-about-second-brexit-referendum>)

xiv “How would a second referendum on Brexit happen” Institute for Government Explainers, December 21, 2018  
(<https://www.instituteforgovernment.org.uk/explainers/second-referendum-brexit>)

xv People’s Vote (2019)

xvi Sargeant, Renwick, and Russell (2019)

xvii Independent Commission on Referendums (2018)

xviii 移行期間は離脱協定 126 条、延長については 132 条で規定されている。

([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/759019/25\\_November\\_Agreement\\_on\\_the\\_withdrawal\\_of\\_the\\_United\\_Kingdom\\_of\\_Great\\_Britain\\_and\\_Northern\\_Ireland\\_from\\_the\\_European\\_Union\\_and\\_the\\_European\\_Atomic\\_Energy\\_Community.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/759019/25_November_Agreement_on_the_withdrawal_of_the_United_Kingdom_of_Great_Britain_and_Northern_Ireland_from_the_European_Union_and_the_European_Atomic_Energy_Community.pdf))

xix 協定案の採決は当初 12 月 11 日に予定されていた。

xx 2019 年 02 月 19 日付ニュースリリース「グローバル四輪車生産体制の進化について」

(<https://www.honda.co.jp/news/2019/c190219b.html>)

xxi 2019 年 02 月 3 日付ニュースリリース「英国における次期型「エクストレイル」の生産について」

(<https://newsroom.nissan-global.com/releases/release-41181d20da4d17b77ed88d70080b88aa-190203-01-j?lang=ja-JP>)

xxii 外務省領事局政策課海外在留邦人数調査統計平成 30 年要約版による

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000368754.pdf>)

xxiii European Commission, “Brexit: European Commission implements “no-deal” Contingency Action Plan in specific sectors”, 19 December 2018 ([http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-18-6851\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-6851_en.htm))